阿久比町監査公表第10号

平成22年10月5日付け提出のあった地方自治法(昭和22年法律第67号)第242号第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成22年11月12日

阿久比町監査委員 関 又 男

阿久比町監査委員 鈴 村 一 夫

阿 監 発 第 3 号 平成22年11月12日

請求人

A 様

阿久比町監査委員 関 又 男

同 鈴 村 一 夫

阿久比町職員措置請求について (通知)

平成22年10月5日に提出された標記の住民監査請求について、地方 自治法第242条第4項の規定により監査した結果を下記のとおり通知し ます。

記

# 第1 請求の受理

本請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成22年10 月5日、これを受理した。

# 第2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成22年10月25日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。なお、新たな証拠として「国土変遷アーカイブ空中写真(1974/06/26撮影・1977/09/18撮影)」の写しの提出があった。

# 第3 請求の趣旨

請求書に記載されている事項及び陳述の内容から、請求の趣旨を次のように解した。

阿久比町が施行する上水道第3期拡張事業のため平成21年8月11日付けで補償物件所有者(以下「所有者」という)と物件移転補償契約を締結した。町は、この補償費を算定するため土地評価及び立竹木調査業務を業者に委託し、収穫樹調査報告書の提出を受けた。この報告書によると対象物件は、附帯工作物の防鳥ネット、立竹木の防風林・果樹(ミカン)で果樹は園地栽培として確認書により樹齢19年で算定され、移転料、その他通常所有者が受ける損失に対する一切の補償金額は4,245,222円であった。

このことに対し、請求人が調査したところ、次のような過誤が判明した。

- 1. 近隣ミカン農家が35~40年くらい前に植樹したものと証言した。
- 2. 樹木医に依頼し、切り株による年輪調査を行った結果、ミカン樹齢34年と確認された。
- 3.国土地理院撮影の空中写真より、1974/06/26 撮影の空中写真に植栽は確認できないが、1977/09/18 撮影の空中写真、1990/07/05 撮影の空中写真には植栽が確認できる。
- 4. 樹木医の現地調査により防風林の補償の中に枯れ木であった可能性のあるものが確認された。
- 5. 請求人の依頼した業者の現地調査により防風林の幹周り測定と樹種名に誤りがあることが確認された。

調査結果を基に請求人において、町とは別の業者に調査を依頼し得た物件移転補償実態調査報告書よると補償金額は3,403,388円であった。

このことから、町が所有者に支払った補償金額 4,245,222 円との差額である 841,834 円は阿久比町の損害である。

よって、町長は竹内啓二に対し、金 841,834 円を町に対し賠償させるための措置をとること。併せて、所有者に対し、前記金額を竹内啓二と連帯して町に対し賠償させるための措置を講ずるよう求める。

## 第4 監査の方法

請求書の事項について建設部長、上下水道課長、同工務係長から事情を 聴取するとともに、関係書類の監査を行った。

# 第5 監査の結果

## 1 主文

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

地方自治法第242条第4項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

上水道第3期拡張事業において平成21年度に実施した補償費を算定するための土地評価及び立竹木調査委託業務において、調査事務を怠る事実が認められた。したがって、町は、この補償費の算定を見直し、必要な措置を平成23年1月31日までに講じられたい。

# 2 事実関係

請求人から提出された証拠及び関係職員事情聴取などから、次のとおりの事実が認められた。

① 阿久比町が施行する上水道第3期拡張事業の事業用地取得等を推進するため、平成21年6月9日付けで土地評価及び立竹木調査業務を業者に委託した。受託業者は、この委託業務のうちの立竹木調査業務において、事業施行に伴い支障となる果樹等の移転補償に関し、調査積算を行い収穫樹調査報告書を作成した。調査物件は、附帯工作物の防鳥ネット、立竹木の防風林及び果樹(ミカン)である。

物件の調査は、次のとおり現地調査等により実施した。

ア防鳥ネットは、「規格(形状・寸法)」、「数量」を測定した。

イ 防風林は、1本毎に「種類及び品種」、「幹周り」、「枝幅」、「樹高」を 測定した。

ウ 果樹(ミカン)は、1本毎に「種類及び品種」、「根回り」、「枝幅」、「樹高」を測定した。

エ 果樹 (ミカン) については同時に所有者に対し「確認書」により「種別」、「植付年」、「樹齢」、「経営内容」の事項を調査した。

前記の調査結果に基づき「損失補償算定標準書 H21年4月」、「建設工事標準歩掛41版」を用い、防鳥ネット及び防風林につては、現地調査で測定した数値により積算を行った。

果樹(ミカン)については、1 箇所に1 a 以上規則的かつ連続的に栽培されている状態であるので「園地栽培」と判断した。現地調査で測定した「根回り」は $16\sim68$  c m、平均52 c m と数値に幅がありこれをもって補償額を特定することは難しく、「損失補償算定標準書 H21年4月」においても「収穫樹の太さ等によるよりも、樹齢別算定をなすべきであり」と記載されていることから算定基準として「樹齢」を用いることとした。

本件果樹(ミカン)の樹齢の判定について、補償前に補償樹木を伐採して年輪を確認することは不可能あり、前述の「根回り」の平均値を「損失補償算定標準書 H17年」を用いると「樹齢45年~56年」と推測されるが、「損失補償算定標準書 H21年4月」では測定は「根回り」ではなく「幹周」に変わっており、「果樹の樹齢判定は、その地理的条件、植栽本数及び管理状態によって成長が著しく異なり、一見して判定することは難しい」とされていることなどから、所有者に対して行った「確認書」による「温州ミカンの樹齢19年」を優先し積算を行った。

町は、この調査積算により作成された収穫樹調査報告書に基づき、所有者と平成21年8月11日付けで物件移転補償契約を締結した。

所有者は、この契約の締結に基づき防鳥ネット、防風林及び果樹 (ミカン) の移転等を行った。この移転等において移植可能な立竹木については 移植され、移植に適さない立竹木については伐採された。

② 請求人は、樹木医にこの補償により伐採された果樹(ミカン)の切り株の1個を送り、その樹齢(年輪)を確認するよう依頼した。樹木医は、その切り株の年輪は34本あり34年生と断定した。

請求人は、同樹木医に現地における果樹(ミカン)及び防風林(スギ)の樹齢調査を依頼した。樹木医の報告は次のとおりであった。果樹(ミカン)の抜粋した切り株の年輪は30年まで確認ができ、外皮までの材の様子から34年生の樹齢と推測した。防風林(スギ)の樹齢については34年生と確認できた。また、防風林(スギ)の切り株の1個に腐朽が確認された。

請求人は、前記の調査結果を得て町とは別の業者に移転補償に関し調査 積算を依頼して物件移転補償実態調査報告書の報告を得た。また、国土交 通省国土地理院撮影の空中写真(国土変遷アーカイブ)により本件の植栽 状況の確認を行った。その結果 1974/06/26 撮影の空中写真おいては樹木の 植栽は確認できなかった。1977/09/18 撮影の空中写真においては樹木の植 栽が確認できた。1990/07/05 撮影の空中写真においても樹木の植栽が確認 できた。

#### 3 監査委員の判断

本物件移転補償契約に係る補償金額について、関係者からの事情聴取等をもとにして判断した結果は、次のとおりである。

町が委託した土地評価及び立竹木調査業務のうちの立竹木調査業務において、調査積算を行った附帯工作物の防鳥ネット、立竹木の防風林の補償額算定については、現地調査によって確認し測定された数値等を基に実施されており、適正かつ正確なものと判断する。請求人が防風林における過誤とする枯れ木に対する補償、幹周りの測定、補償樹種相違については、補償物件の移植及び伐採後に行われた調査によるものであり、その主張に理由がないと考える。

果樹(ミカン)の補償額算定については、「損失補償算定標準書 H21年4月」の記載などから樹齢により算定することとし、「確認書」による「温州ミカンの樹齢19年」を基に実施されており、その算定方法に違法性はないと考える。ただし、果樹(ミカン)の樹齢を決定する際に、受託業者においては、立竹木調査業務にて実施した現地調査による果樹(ミカン)の「根回り」の測定数値からその樹齢が「損失補償算定標準書 H17年」の基準を用いると「樹齢45年~56年」と推測することが可能であったこと。このことと所有者から得た「確認書」による「樹齢19年」に著しい差があることも確認し得たと考えられることから、受託業者は、この時点においてその専門的知識を持って、このことを町に申し出て所有者に対し確認調整することが可能であったと考えられる。以上のことから本物件移転補償契約に係る補償金額のうち果樹(ミカン)の樹齢を決定する事務において、調査事務に怠る事実があったと考えられる。

このことから、補償額算定に用いた樹齢については「果樹(ミカン)の 樹齢19年から34年と見直した根拠」に関する証拠書類等から請求人の 主張に理由があると判断する。

したがって、町は、本件補償費算定に当たり果樹(ミカン)の樹齢を決定する際に前述したとおりの怠った調査事務があったことを認識し、このことによって行われた本物件移転補償契約に係る補償金額の果樹(ミカン)の補償費の算定を見直し、必要な措置を講じられたい。

当該措置に関する期限は、平成23年1月31日とする。

## 監査委員の意見

監査結果は以上のとおりであるが、町当局に次のとおり意見を付するものとする。

今回のような特殊な委託業務で、その事務において専門的知識を要する場合であっても職員は絶えず問題意識を持って事務にあたり、適切な事務の遂行に努める必要がある。